

加賀市保険年金課からのご案内

～ 健康保険手続きのお願い ～

健康保険制度のご案内

健康保険制度は、労働者やその家族の医療費の支払いについて、保険者が負担する制度であり、会社で働く人は、一定の条件を満たした場合、社会保険に加入しなければなりません。

適用事業所

適用事業所となるのは、国、地方公共団体または株式会社などの法人の事業所（事業主のみの場合を含む）です。また、一定の業種※であり従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて健康保険の適用事業所となります。（強制適用）

一定の業種※…製造業、土木建築業、鉱業、電気ガス事業、運送業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介周旋業、集金案内広告工業、教育研究調査業、医療保険業、通信法同業など。

※強制適用事業所以外でも、一定の条件を満たせば健康保険・厚生年金に加入することができます。
(任意適用事業所)

社会保険加入の対象者

- ◆ 適用事業所で働く正社員や法人の代表、役員等
- ◆ 以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす短時間労働者
 - (1)1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること
 - (2)1か月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること
 - (3)雇用期間の見込みが2か月以上であること
 - (4)学生でないこと
 - (5)以下のいずれかに該当すること
 - ①従業員数が51人以上の会社で働いている
 - ②従業員数が50人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。
 - ③パートタイマー・アルバイト等であり、週30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている

社会保険の加入手続きは、事業主がおこなってください

社会保険に加入に関するお問い合わせ

全国健康保険協会（協会けんぽ） 石川支部 TEL 076-264-7200
小松年金事務所 TEL 0761-24-1791

国民健康保険加入者が社会保険に加入した場合の手続きについて

国民健康保険加入者が、社会保険に加入した場合に、国民健康保険の資格喪失届出等が必要となりますので、以下についてお伝えください。

必ず国民健康保険の資格喪失の届出を！

社会保険に加入しても、自動的に国民健康保険の資格は喪失されません。社会保険に加入了ときは、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。なお、マイナンバーカードの保険証利用登録をしている場合であっても、届出が必要です。

手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証(持っている場合)
- ②「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」(扶養の方の分もすべて)
- ③身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

- ◆ 国民健康保険の資格喪失届出がない場合は、国民健康保険税と社会保険などの健康保険料を二重に納めることになります。
- ◆ 国民健康保険の資格喪失届出後、国民健康保険税額が更正されます。更正通知が届くまでは、納付の必要があります。
- ◆ 過分に納付となった国民健康保険税は還付させていただき、不足となる国民健康保険税は納付していただきます。

※国民健康保険税額が課税限度額となっている世帯は税額が変わらない場合があります。

社会保険加入後、国民健康保険被保険者加入者として医療機関をすると…

- ◆ 社会保険などの資格があるにもかかわらず、国民健康保険被保険者として医療機関を受診した場合、加賀市が医療機関等へ支払った医療費(7~8割)を返還していただきます。(不当利得)
- ◆ 医療機関を受診の際、社会保険加入手続き中の場合は、医療機関の窓口で加入手続き中であることをお伝えください。

〒922-8622

石川県加賀市大聖寺南町二41番地

加賀市役所保険年金課 国保グループ

TEL 0761-72-7860 (直通)

お問い合わせ先